

令和3年度

令和3年度

事業計画書

横浜市社会福祉協議会は、社会福祉の充実と、社会問題の解決に貢献するため、社会的弱者を対象とした各種の事業を行っています。この事業計画書では、令和3年度の事業内容と、その目標を示します。

令和3年度の事業計画は、以下の通りです。

- 1. 老人福祉事業：高齢者の生活支援、介護予防、通院支援等。
- 2. 子ども・青少年福祉事業：児童虐待防止、子育て支援、青少年問題対応等。
- 3. 残疾者福祉事業：身体障害者支援、精神障害者支援、聴覚障害者支援等。
- 4. 社会問題解決事業：貧困対策、性暴力対策、家庭暴力対策等。
- 5. 地域活動支援事業：地域活性化、地域連携、地域資源開発等。

これらの事業を通じて、社会的弱者の生活を改善し、社会問題を解決するための取り組みを進めます。

常総市社会福祉協議会

令和3年度事業計画

基本方針

急激な少子高齢化や核家族化の進展、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、また家族や地域の機能の低下など、地域における社会環境の変化に伴い、福祉や生活に関わる課題が多様化、複雑化し、既存のサービスだけでは対応が難しい状況にあり、その課題解決に向けた取り組みが急がれています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により福祉事業を推進するうえで大きな影響を受けました。特に、休業や失業のため一時的または継続的な収入の減少から生活資金が必要な方へ特例貸付の受付、申請手続きなどその支援に努めてきたところです。

このような中、国では「地域共生社会の実現」に向け、地域力の強化、地域住民の地域福祉活動への参加促進、包括的な支援体制づくりが進められ、更に、相談支援と地域づくりに向けた支援、参加支援を加えた「重層的支援体制整備事業」が創設され、本会の役割も益々大きくなってきております。

これらの取り組みには、地域づくりの視点が不可欠であり、本会が推進してきた住民参加を基本とした行政や地域福祉関係機関、団体との連携、協働をこれまで以上に強化し、地域福祉活動を通じて地域の課題解決に対応していくかなければなりません。

本会では、地域福祉活動の中核的な役割を果たすための行動計画である「第4次地域福祉活動計画」(令和2～6年度)の2年目にあたり、これまでの事業を検証・評価、そして新たな地域課題に対応できる事業の展開を図るため、計画進行の管理システムの構築に努めてまいります。また、行政計画である「第3期常総市地域福祉計画」(令和2～6年度)をはじめ、行政の各種計画と相互に連携しながら進めてまいります。

人と人との距離を心理的にも物理的にも縮める努力をしてきました本会といたしましては、身体的な距離を保つことがそのまま心と心の距離になつてはいけないと考え、3年度も引き続きコロナ対策を徹底しながら、支えあえる地域づくりに努めてまいります。

これらを踏まえ、『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を基本理念として、更なる地域の支えあい活動を進め、住民参加の福祉活動を支える役割を果たしてまいります。

事業推進目標

1 第4次地域福祉活動計画の実行

第4次地域福祉活動計画実行の2年目として取り組みを進めます。市が策定した地域福祉計画や各種福祉関連計画と連携を図り、これまでの事業に対する検証・評価を行い、関係諸施策の動向も踏まえながら執行管理を行っていきます。

2 地域住民主体の社協支部活動の推進

27支部それぞれの特徴を活かしながら、地域における福祉課題の把握に努め、課題やニーズに対し、住民が主体的、自発的による課題解決に向けた仕組みづくりや取り組みを推進していきます。また生活支援体制整備事業では、石下地区に生活支援コーディネーターを配置し、助け合い、支えあい活動の充実を図ります。

3 地域交流活動（サロン活動）の推進

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、地域住民が気軽に集える場所を作り、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」などの活動を支援し、コミュニティづくりを進めていきます。また、サロン活動を通じて、日頃の心配ごとや地域の福祉課題を発見し、解決のための関係者・機関と協力するなど、地域の福祉力向上につなげていきます。

4 生活支援活動の推進

コロナ禍により生活困窮に陥った方々や地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、行政や関係機関などと綿密な連携を図り、解決につなげる支援を推進していきます。また、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業などの利用者に対して、それぞれの意志を尊重し、自立した生活が送れるよう支援していきます。

5 地域福祉の拠点としての施設運営

指定管理を受けて運営している施設を、安全・安心に利用できる施設運営を実施すると共に、社協事業と連携し地域福祉の拠点としての事業展開を図ります。

I 支えあい・助けあいの地域づくり ～住民がともに「支えあい」「助けあう」地域づくりを推進します～

1. 地域の支えあい・助けあいの関係が、さらに深まるよう住民主体の福祉活動を推進します。

(1) 社協支部活動の支援

市内27地区に設置してある社協支部活動を支援することで、住民同士の支えあい・助けあいの地域づくりを推進します。

- ① 支部活動相談支援（役員会、研修会、サロン、その他イベント等）
- ② 支部運営助成金の活用推進
- ③ 福祉課題解決のための取り組み支援

(2) 社協支部推進体制の強化

社協支部が主体的に活動を推進できるように情報交換会や研修会などを行います。

- ① 支部長会議
- ② 社協支部研修会
- ③ 社協支部情報交換会

(3) 地域福祉座談会の開催

社協支部と連携し、地域住民の福祉ニーズを把握し、その解決に向けた活動を行います。また、住民が日頃の悩みや気づきなどを気軽に話し合える場づくりを推進します。

- ① 福祉座談会の開催
- ② 地域福祉アンケートの実施

(4) 生活支援体制整備事業

住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう、住民主体による支えあい・助けあい活動を進めます。石下中学校区、石下西中学校区に「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者宅への訪問活動等で困りごとの把握に努め、社協支部と綿密に連携を図り地域に応じた活動の取り組みを進めます。

2. 住民参加により、地域の福祉課題解決のための取り組みを推進します。

(1) 在宅福祉サービス「せいむ」

高齢者や障がい者（児）がいる家庭や子育て中の家庭に、家事援助などの支援を会員制の助けあい活動で行います。新型コロナウイルス感染症予防として、換気や消毒等の注意喚起を行いながら活動を行います。

- ① 利用会員の募集
- ② 協力会員の募集、育成
 - ・協力会員登録説明会の開催
- ③ サービス需給調整、連絡調整

(2) ほほえみネットワーク事業

支援を必要とする世帯の方に、普段からの声かけや見守りなど何気ない支援ができるよう、地域住民の協力を得て「ほほえみネットワーク表」を作成し、地域での孤立を防ぎます。

(3) ふれあい・いきいきサロン

地域のだれもが楽しく気軽に参加できる居場所づくりを通じて、地域交流、仲間づくり活動を進めます。

- ① ふれあい・いきいきサロン活動の啓発、交流会の開催
- ② ふれあい・いきいきサロン活動助成事業

(4) お食事会（会食型）

ひとり暮らし高齢者などを対象に、地区公民館など市内11地区12会場において、地域のボランティアや高齢者同士でお茶を飲みながらの交流で、孤独感の解消や閉じこもりの予防を図ります。

（当年度は新型コロナウイルス感染症対策で食事を提供するのではなく、お茶を飲みながら短い時間での交流を予定しています。）

(5) 高齢者生きがい支援事業

スポーツやレクリエーション、お祝い事業をとおして高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間作りを支援します。

- ①高齢者訪問の実施
 - ・米寿達成者、100歳到達者及び最高齢者訪問
- ②ペタンク大会、輪投げ大会の開催
- ③高齢者新春芸能大会の開催

3. 福祉情報を収集し、分かりやすい情報発信を行います。

(1) 福祉情報広報啓発事業

社協事業や地域で行われている福祉活動などを紹介します。

① 広報「ふくしJOSO」発行（年4回 全戸配布）

② ホームページ運営

定期的な更新とより見やすく親しみやすいページづくり

(2) 「声の広報」発行事業

ボランティアの協力により、「広報常総」「広報じょうそうお知らせ版」「ふくしJOSO」など音訳し、希望する視覚障がい者へ配布します。

4. 自分のまちを自分たちで支える活動を充実させていきます。

(1) 社協会員会費募集事業

社協活動の趣旨に賛同する個人・団体から会費を募り、社協の各種事業に活用させていただきます。

世帯対象 普通会員（1口500円）、特別会員（1口1,000円）

法人対象 法人特別会員（1口5,000円）

(2) 赤い羽根共同募金運動

県内・市内の地域福祉活動充実のために、募金目標額を定め、計画的に募金運動を行います。また、募金活動を通じて、共同募金の仕組みや使い道について啓発を行います。

新型コロナウイルス感染症予防対策をとりながら、戸別募金・街頭募金・団体募金・学校募金・歳末たすけあい募金などを実施します。

Ⅱ 想いを尊重した生活支援

～一人ひとりの困りごとを受け止め、自分らしい生活を支援します～

1. 住民一人ひとりが抱える様々な困りごとを受け止める相談体制を整備し、関係機関などと連携し課題解決に向けて取り組みを行います。

(1) 総合相談事業

生活全般に渡る相談を受け付け支援し、関係機関と協力することで自立を促すことを推進します。

①心配ごと相談

・随時、社協職員が窓口で対応します。

②法律相談

・毎月第4火曜日 午後1時から4時 ※予約制

③高齢者総合相談窓口

・高齢者を対象に生活面での困りごと等に対する窓口を設置し相談に応じます。

(2) 福祉サービス苦情相談窓口

社協で実施する福祉サービスへの苦情を受け付け、円滑に解決を図ります。

① 苦情解決責任者及び第三者委員（外部有識者）の設置

2. 多様な生活課題を抱える住民に対し、福祉サービス・制度の利用を通じて、その人の将来を見据えた自立した生活を支援します。

(1) 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより判断能力が低下し、福祉サービスの利用手続きについて一人で行うには不安のある方、金銭管理が一人では難しい方に対し、福祉サービスを利用するための支払い、契約等の手続き援助、日常生活費の金銭管理、書類預かりなどを支援します。

(2) 貸付・食糧提供事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し生活が困窮した世帯や外国人に対する支援、そしてさまざまな生活課題を抱える世帯に対し、生活福祉資金等の貸付事業や必要に応じ緊急的な食料等の提供を行い、自立に向けた支援を行います。

① 生活福祉資金貸付事業

- ・低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とする貸付
(特例貸付及び償還対応事務を含む)
- ② 小口貸付事業
 - ・低所得者を対象に短期無利子の貸付 (限度額 5万円)
- ③ 緊急食糧等提供事業
 - ・緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対して、生活の相談を受けるとともに一時的に必要な食糧等の提供を行います。

(3) 家計改善支援事業

生活困窮者自立相談支援事業と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、家計に課題を抱える生活困窮者に対して家計に関するきめ細かい相談支援を実施します。

(4) 予約型乗合交通「ふれあい号」

市民を対象にご自宅（乗車場所）から希望する市内の目的地（降車場所）までの移動を乗り合いで運行します。新型コロナウイルス感染症予防のため、車内の消毒を行い安全な運行を心がけていきます。

(5) 歳末たすけあい見舞金支給事業

歳末たすけあい募金を財源とし、生活困窮者世帯への見舞金を支給します。

(6) 福祉機器貸出事業

ケガや疾病、介護などで福祉機器を必要とする方へ、車いす、歩行器の一時貸し出し（最長3か月）を行います。

3. 地域で暮らす障がいのある方に対して、施設サービスの提供と包括的な相談支援を行うことで、地域生活の継続を支援していきます。

(1) 常総市心身障害者福祉センター運営

障害者総合支援法に基づき「就労継続支援B型」の指定事業所として、身体・知的・精神に障がいのある方にリハビリ、生産活動の機会の提供、就労移行訓練を行います。

- ① 個別支援計画の目標達成に向けた支援
- ② 他機関と連携した一般就労への移行支援や農福連携への取組み
- ③ 「工賃向上計画」に基づき、利用者の適性に応じた作業分担・作業訓練、作業工程の効率化を進め、作業の拡大・拡充を図る
- ④ 社協のサービス（日常生活自立支援事業、在宅福祉サービスなど）との連携

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル及び各種感染症対策マニュアルに沿った事業所の環境整備
- ⑥ 特別支援学校、児童デイサービスセンター、相談支援事業所からの実習や見学の受入れ
- ⑦ 障がい者団体の自立を支援

(2) 常総市児童デイサービスセンター運営

児童福祉法に基づき、心身の発達に心配のある児童、生徒、その保護者に対し、相談及び個別的・集団的に必要な訓練指導を行います。

- ① 専門指導員による発達に応じた手先の巧緻性や認知・言語面、運動面、ソーシャルスキル等の指導
- ② 小集団の中での手遊びや体操、課題遊びを通して運動機能や社会性の育成
- ③ 衣類の着脱や排泄、食事指導などの身辺自立支援
- ④ 保護者の要望に応じながら、発育に必要な援助を個別に支援
- ⑤ 特別支援学校の情報提供や就学・就園についての相談及び説明会の実施
- ⑥ 就学児対象の宿題サポート、就労に向けた実習体験、事業所見学などの実施
- ⑦ 医療機関や保育所・幼稚園、学校との連携強化

(3) 障がい者相談支援センターの運営

障害者総合支援法に基づき、「特定相談支援事業」「障害児相談支援事業」の指定事業所として、障がいを持つ人々の相談に応じ、計画の作成、情報の提供、サービスの調整等を行います。

- ① 基本的な相談支援
- ② サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成
- ③ 利用計画が適切であるかどうかの見直し（モニタリング）
- ④ 常総市からの委託事業として、障害支援区分認定調査業務（更新分）の実施
※新型コロナウイルス感染症予防や効率化のために、支援会議等においてはテレビ電話装置等のＩＣＴを必要に応じて活用し対応していきます。

(4) 基幹相談支援センター

地域の中核的な役割を担う相談機関として、障がいに関する各種相談や情報提供などの支援を総合的に行います。

- ① 総合的・専門的な相談支援
- ② 相談支援体制の強化（関係機関との連携、研修会の開催）
- ③ 引きこもり相談や啓発活動
- ④ 精神科病院などと連携し、障がい者の地域移行・地域密着を促進
- ⑤ 成年後見制度の利用支援、常総市虐待防止センターとの連携などを行い、権利擁護・虐待防止を促進

- ⑥ 事前登録者に対し、夜間や休日を含めた緊急時の電話相談や対応
※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、会議・研修会の開催には、テレビ電話装置等のＩＣＴを活用していきます。

4. 子どもたちの心と体を育む活動を地域ぐるみで進めます。

(1) 三坂児童館・水海道児童センター運営

子どもたちに健全な遊びを提供し、健康を増進し、遊びを通して情操を豊かにするなど、子どもの健全な育成に努めます。また、地域住民の交流の場、ふれあいの場として活用できる事業を進めます。

① 地域に親しみやすく、子どもたちが心地よい居場所の提供

隔週で土曜日開館

(三坂児童館第1、第3土曜日・水海道児童センター第2、第4土曜日)

※開館土曜の翌週月曜日が休館

- ・小学生向け行事
- ・季節のイベント

② 地域の拠点となるサロン活動の推進

- ・子育てサロン
- ・高齢者サロン

③ 地域の世代間交流の促進

- ・地域住民が主体的に地域の子どもに関わる環境づくり

④ 多様な子育て支援活動の推進

- ・おもちゃの広場
- ・子ども服、育児用品リサイクル事業

⑤ ボランティア・市民活動センターとの連携

- ・ボランティアの育成
- ・ボランティアが活動しやすい環境づくり

⑥ 相談業務の拡充

- ・定例相談日の実施
- ・関係機関との連携

⑦ 広報紙の発行やホームページの活用による情報提供

⑧ 施設環境の充実

⑨ 小学校、中学校など関係機関との連携

⑩ 必要に応じた感染症対策

III 地域活動のつながりづくり

～地域に根ざした活動を応援し、つながりの輪を広げます～

1. ボランティア活動者・団体が楽しくやりがいをもって活動できるように、活動や運営の支援を行います。

(1) ボランティア・市民活動支援事業

ボランティア・市民活動センターを設置し、ボランティア相談やコーディネート、情報や活動場所の提供を行います。

① ボランティア・市民活動センター運営

- ・ボランティアコーディネート（登録・活動紹介）
- ・ボランティア・市民活動センターだより「DO-MO」隔月発行
- ・ボランティア活動保険の受付
- ・ボランティア支援の体制整備（ボランティア室、資材の貸出）

(2) ボランティア市民活動団体の支援

ボランティア市民活動団体を支援し、ネットワークづくりを進めます。

① 常総ボランティア連絡協議会支援

- ・交流会、研修会の開催

② 常総市シルバークラブ連絡協議会支援

- ・クラブ運営支援
- ・各種委員会の支援

(3) 赤い羽根地域づくり応援助成事業

地域福祉活動を行う市内団体に対して赤い羽根共同募金を財源とした助成を行う事で、地域福祉活動の活性化を図ります。

2. 地域の福祉活動に興味を持つきっかけとなるような福祉教育を行うとともに、地域を支える福祉人材の育成を推進します。

(1) ボランティア講座

ボランティア啓発・育成のための講座を開催します。

- ① 初級点字講座
- ② 要約筆記ボランティア養成講座（1日体験）
- ③ 朗読ボランティアフォローアップ講座

（2）福祉出前講座

市内学校や自治区、企業などへ福祉講座の出前を行い、住民同士が支えあう福祉のこころを育みます。

3. ボランティア活動者・団体、福祉施設などの交流・協力・連携を進めることで、地域福祉活動のつながりの輪を広げていきます。

（1）ボランティア・市民活動団体交流事業

ボランティア・市民活動団体等の交流と、楽しく身近に福祉に触れる機会を市民に提供します。

- ① ふくし祭りの開催（交流や福祉に触れる機会として可能な在り方を、実行委員と共に検討していきます）
- ② 各種ボランティア団体やNPO団体との連携

（2）災害ボランティアセンター運営

災害発生時、被災者世帯の生活再建のため災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネートや派遣を行います。

IV 社協の基盤整備をすすめます ～安定した経営基盤の確立に向けた取り組みを図ります～

(1) 法人運営の基盤整備及び経営体制の強化

- ・理事会、評議員会、監事会の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・適正な労務管理及び会計処理
- ・各種法令に基づく諸規程の整備及び改正

(2) 安定した財源確保

- ・公費財源の確保
- ・社協会員会費の理解促進
- ・共同募金運動への理解と協力の推進

(3) 役員・職員の資質向上と事業への参加

- ・役職員研修の開催及び参加
- ・関係機関が実施する研修会への参加
- ・職員会議における情報の共有

(4) 各種関係機関・団体との連携強化

- ・民生委員児童委員協議会との連携
- ・県社協及び市町村社協との連携強化
- ・災害時支援に関する協定に基づいた被災地への災害派遣